

山梨県公報

第七百八十五号

平成十九年

八月十六日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定.....六〇五

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件).....六〇五

告示

山梨県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

韮崎市円野町下円井字釜地土三二二五、字上の山三二二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字釜地土三二二五・字上の山三二二六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成十九年七月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 依田瓦工業

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市加賀美三千二百八十八番地

3 代表者の氏名 依田武文

三 許可番号 山梨県知事許可(般一六)第八〇七三号

四 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年六月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成十九年七月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社真栄建設

2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条千八十四番地二

3 代表者の氏名 大石剛

三 許可番号 山梨県知事許可(般一四)第五五二一号

四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年八月十六日

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社中沢組
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条千二十七番地四
 - 3 代表者の氏名 中澤正浩
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五二九五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年八月十六日

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社コミヤマ創建
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市富竹二丁目十一番十四号
 - 3 清算人の氏名 小宮山要
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五九六三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年八月十六日

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社川口工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町波木井千九百七十八番地
 - 3 代表者の氏名 川口勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一七四四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年八月十六日

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月十六日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社田中工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百十番地二
 - 3 代表者の氏名 田中七郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一七）第四三四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山田建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部一丁目一番十二号
 - 3 代表者の氏名 山田晃
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第一一三三号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業並びに建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ひまわりニューエネルギー
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸三千九百五番地
 - 3 代表者の氏名 坂本昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八七二二号
- 四 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社松本匠建
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条千四百九十四番地
 - 3 代表者の氏名 松本栄一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五九一一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山信建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町西井出八千五百六十六番地六十七
 - 3 破産管財人の氏名 小宮山新吾
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第五二四三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年八月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年七月三十日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 セキスイハイム山梨株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下石田二丁目十番六号
 - 3 代表者の氏名 田中仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第八四四一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。